

独立役員届出書

1. 基本情報

| | | | | |
|--|-------------------------------------|---------|-----------|------|
| 会社名 | キヤノン株式会社 | | コード | 7751 |
| 提出日 | 2026/2/25 | 異動(予定)日 | 2026/3/27 | |
| 独立役員届出書の提出理由 | 社外監査役の退任(榎本浩一氏)ならびに社外取締役および社外監査役の新任 | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1) | | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役/ 社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性(※2・3) | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 | | |
|----|-------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-------|------|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | | | 該当なし | |
| 1 | 川村 雄介 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 2 | 池上 政幸 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 3 | 鈴木 正規 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 4 | 伊藤 明子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 5 | 有馬 充美 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | △ | | | | | | | | 新任 | 有 |
| 6 | 田中 豊 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 7 | 重富 由香 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 8 | 朝倉 香織 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | | 新任 | 有 |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明(※4) | 選任の理由(※5) |
|----|--|--|
| 1 | ―― | 川村雄介氏は、証券会社勤務を経て大学教授、財務省や金融庁の審議会委員、日本証券業協会の特別顧問などを務め、金融・証券制度や金融機関の経営戦略の専門家であるとともに、社外取締役としての経験も豊富です。その豊富な経験および金融・証券に関わる高度な知見に基づき、M&A、株主・投資家の視点を踏まえたESG関連テーマの議論等において、特に有益な助言がいただけるものと期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。 |
| 2 | ―― | 池上政幸氏は、名古屋、大阪各高等検察庁検事長等の要職を歴任後、約7年間、最高裁判所判事を務められるなど、長年法曹として企業案件を含む様々な事案に関与してこられました。その豊富な経験および高度な知見に基づき、特に企業のコンプライアンス確保の観点を含む内部統制の仕組みやコーポレートガバナンスのあり方に関し、有益な意見および監督をいただけるものと期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。 |
| 3 | ―― | 鈴木正規氏は、長年の財務省勤務の後、環境省に転じ、事務次官等の要職を歴任、退官後は民間金融機関の代表取締役も務めてこられました。そのことから、特にコーポレートファイナンスや環境分野に関する有益な意見をいただくと考えており、加えて、高度な適正性・コンプライアンスが求められる金融機関での経営経験に基づく助言および業務執行監督をいただけるものと期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。 |
| 4 | ―― | 伊藤明子氏は、建設省(現国土交通省)に技官として入省し、住宅局長のあと、人材育成及びしごとやまちづくりを含む地方創生の政策担当を経て、消費者庁長官を務められました。退官後は、かかる分野に取り組む傍ら、企業の社外取締役を務めておられます。これらのことから、特に顧客・消費者視点や組織運営の観点から有益な助言および監督をいただけるものと期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。 |
| 5 | 有馬充美氏は、当社の株主である株式会社みずほ銀行の業務執行者でありましたが、同行の持株比率は約2.6%(発行済株式総数から自己株式数を控除して算出)であります。また、同行は、当社の主要な借入先でもあります。同氏が同行を退職してからすでに8年が経過しております。 | 有馬充美氏は、大手金融機関での豊富な実務経験と専門的な知見を有しており、コーポレートアドバイザー部門や国際営業部門において要職を務められました。加えて、社外取締役としての経験も豊富であることから、かかる経験や金融分野における高度なリスク管理の知見を活かして当社の経営に対する適切な助言および業務執行監督をいただけるものと期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。 |
| 6 | ―― | 田中豊氏は、長年にわたり民事事件を担当する裁判官を務めた後、弁護士として企業法務の実務に携わるとともに、法科大学院の教授の任に当たるなど、法務に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、それらを当社の一層の適正な監査の実現のために活かしたく、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。 |

| | | |
|---|---|--|
| 7 | ———— | 重富由香氏は、日本、米国、香港における公認会計士として企業会計に関する長きに渡る実務経験や、世界最大の監査法人の海外事務所勤務経験による豊富な国際経験を有しております。企業会計の専門家であることはもちろん、グローバルな視点からリスク管理、ESG等に関する幅広い知見を有していることが、当社の一層の適正監査に有効に機能するものと期待し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。 |
| 8 | 朝倉香織氏は、第一生命保険株式会社の出身者であります。同社は当社の株主であります。その持株比率は約1.4%（発行済株式総数から自己株式数を控除して算出）であります。また、同社と当社との間には保険契約等に基づく取引がありますが、その年間取引額は、当社及び同社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。 | 朝倉香織氏は、長年にわたり大手生命保険会社において証券アナリスト業務等に携わり、経済・金融に関する高度な専門的知識を有しております。また、同社グループのシンクタンクにおいて、人事をはじめとする経営管理全般の統括を担っており、その豊富な知識と経験を当社の一層の適正な監査の実現のために活かしく、社外監査役として選任しております。また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。 |

4. 補足説明

当社は、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード（原則4-9）および独立性基準を踏まえ、独立社外取締役および独立社外監査役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の決議をもって「独立社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

※ 「独立性判断基準」は、下記の当社公式サイトにて公表されております。
<https://global.canon/ja/ir/strategies/pdf/standard.pdf>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。